



## ■ 準公営住宅について

県営手形山1号特定県営住宅の一部について、入居の機会を提供するため、公営住宅に準じる住宅として管理することにいたしました。

一部、公営住宅と異なる取り扱いとなっており、その内容は以下のとおりです。

### 準公営住宅一覧

住宅名	棟名	部屋番号
県営手形山1号住宅	1号棟	101,102,103,104,105
	4号棟	101,201,202,301,302

## ■ 公営住宅と異なる点

- ・入居後の住替は、原則できません。
- ・将来、建替等をする際には、次のとおり取扱います。
  - ① 収入超過者は、他の県営住宅に入居できません。
  - ② 他の県営住宅に移転できる場合も、移転先の住宅の家賃がそのまま課されます。
- ・その他、詳細は一般財団法人秋田県建築住宅センターにお問い合わせください。